

第一二九回

参第二号

製造物責任法（案）

（目的）

第一条 この法律は、製造物の欠陥によって損害が生じた場合における製造者等の損害賠償の責任その他必要な事項について定めることにより、製造物の欠陥による被害の救済を図るとともに、製造物の欠陥による被害の予防及び消費者の保護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「製造物」とは、人が製造をした物をいう。

- 2 この法律において「製造」には、加工、建築、建設及び土地の形質の変更を含み、栽培、増殖及び飼養を含まないものとする。
- 3 この法律において電気は、物とみなす。
- 4 製造物が他の物の一部を構成することとなった場合の当該製造物に係る部分は、製造物とみなす。

5 この法律において「欠陥」とは、製造物が、その通常予期される使用に際し、消費者が正当に期待し得べき安全性を欠いていること（当該製造物に関する説明、指示、警告その他の表示を欠くこと又はその表示が不適切であることにより消費者が正当に期待し得べき安全性を欠くこととなる場合を含む。）をいう。

6 この法律において「製造者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 製造物の製造を行った者

二 製造物の輸入を行った者

三 製造物（その容器及び包装を含む。次条第一項第四号において同じ。）に自己の氏名又は名称、商標その他の標示を付すことにより、自己を第一号若しくは前号に掲げる者として表示し、又は自己がこれらの者と認められ得る表示をした者

7 この法律において「供給者」とは、製造物の販売、賃貸その他の供給を業として行った者（製造者等を除く。）をいう。

（無過失責任）

第三条 製造物の欠陥により他人の生命、身体又は財産に損害（他人の事業について生じた損害（その者が

事業を行う個人である場合にあっては、その生命又は身体が害されることにより生じたものを除く。)を除く。以下同じ。)を生じたときは、当該製造物の製造者等は、その損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該製造者等が次の各号のいずれかに該当する事実を証明したときは、この限りでない。

一 当該製造物を自己の意思により流通に置いたのではないこと。

二 前条第六項第一号に掲げる者にあっては、当該製造物の製造をしこれを流通に置くことを業として行ったのではないこと。

三 前条第六項第二号に掲げる者にあっては、当該製造物の輸入をしこれを流通に置くことを業として行ったのではないこと。

四 前条第六項第三号に掲げる者にあっては、当該製造物に同母の標示を付してこれを流通に置くことを業として行ったのではないこと。

五 当該製造物が他の物の一部を構成する場合にあっては、当該製造物の欠陥が専ら当該他の物の構造又は当該他の物の製造を行った者の指示に起因して生じたこと。

2 前項の製造物の欠陥は、当該製造物の製造者等がこれを流通に置いた時において存在していたものであ

ることを要する。

- 3 第一項の規定は、製造物の欠陥につき同項の規定による損害賠償を請求された製造者等が、当該製造物を流通に置いた時点における科学知識又は技術知識の水準によっては当該欠陥を認識することができなかった場合に同項の責任を免れることができるものと解釈してはならない。

（連帯責任）

第四条 この法律の規定により同一の損害につき賠償する責任を負う者が二以上ある場合には、各人は、連帯して賠償する責任を負う。

（推定）

第五条 製造物を通常予期される方法で使用したにもかかわらず、その使用により損害が生じた場合において、当該損害がそのような使用によっては通常生ずべき性質のものでないときは、当該製造物に欠陥があり、かつ、当該欠陥により当該損害が生じたものと推定する。

- 2 損害が発生した時において存在していた製造物の欠陥は、当該損害の発生の当時において製造物を使用していた者がその使用に係る期間を通じ当該製造物を通常予期される方法で使用していたと認められる場

合には、当該製造物の製造者等がこれを流通に置いた時から存在していたものと推定する。

(供給者に対する告知の請求及び供給者の責任)

第六条 製造物の欠陥により損害が生じたときは、被害者は、当該製造物の供給者に対し、当該製造物の製造者等又は当該供給者より前の供給者を特定するために必要な事項を告知するよう請求することができる。

2 前項の請求があった日から一月以内に、当該請求をした者に対し、当該製造物の製造者等（当該製造物が輸入されたものである場合にあっては、輸入を行った者又は輸入された製造物について第二条第六項第三号の表示をした者。次項において同じ。）又は当該供給者より前の供給者の氏名又は名称及び住所等これらの者のうちのいずれかを特定するに足りる事項の告知がされなかったときは、当該請求を受けた供給者は、当該製造物の製造者等が負う責任と同一の責任を負う。

3 前項の規定にかかわらず、当該製造物の製造者等について第三条第一項各号のいずれかに該当する事実の証明があったときは、前項の供給者は、同項に定める責任を負わない。

4 第二項の規定により損害を賠償した供給者は、第三条第一項の損害賠償の責任を負う製造者等に対し、その賠償した額の全部につき求償することができる。

(文書提出命令)

第七条 裁判所は、この法律に基づく訴訟において、当事者の申立てにより、相当と認めるときは、訴訟の当事者に対し、当該訴訟に係る製造物の安全性に関する事項を記載した文書又はその一部分の提出を命ずることができる。

(賠償についてのしんしゃく)

第八条 損害の発生に関して被害者に重大な過失があったときは、裁判所は、損害賠償の額を定めるについて、これをしんしゃくすることができる。

(責任期間)

第九条 製造者等又は供給者は、製造者等が製造物を流通に置いた日（供給者にあつては、その製造物の製造者等のうち当該製造物を最後に流通に置いたものがこれを流通に置いた日。以下この項において同じ。）から二十年を経過したときは、当該製造物に係る第三条第一項又は第六条第二項の責任を負わない。ただし、製造者等が製造物を流通に置いた日から二十年を経過する日までの間（次項において「責任期間」という。）に被害者から裁判上の請求がされたときは、この限りでない。

2 長期間にわたる人体への蓄積、作用又は潜伏の後に人の生命又は身体を害する性質の物を含むため、その欠陥による損害が責任期間を超えて生じ得るような製造物については、前項の規定は適用しない。

(消滅時効)

第十条 第三条第一項又は第六条第二項の規定による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。

(被害者に不利な特約の無効)

第十一条 この法律の規定に反するあらかじめなされた特約で被害者に不利なものは、無効とする。

(民法の適用)

第十二条 第三条第一項及び第六条第二項に定める責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

(適用除外)

第十三条 この法律の規定は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七号)第三条の規定の適用がある損害については、適用しない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に製造物の欠陥により生ずる損害について適用する。
- 2 政府は、製造物の欠陥による被害の救済の確実な履行を図るため、中小企業を対象とした製造物責任保険制度について検討を行い、その結果に基づいて、速やかに、法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、製造者等及び関係行政機関による製造物の欠陥による被害の予防に関する措置について、消費者保護法制の見直しを含む総合的な検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

製造物の欠陥による被害の適正な救済を図るとともに、製造物の欠陥による被害の予防及び消費者の保護に資するため、製造物の欠陥によって生じた損害について製造者等が無過失の賠償責任を負うこととするとともに、被害者の訴訟における立証の負担を軽減するために必要な事項等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。